

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記の 1 のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けている者で、愛媛県内に事業所を有し、かつ、当該委託業務及び聖火リレー実施年度における警備（必要な警備員数の確保を含む）を円滑に遂行するために必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (5) 平成 29・30・31 年度愛媛県入札参加資格者名簿に登録されている者であり、愛媛県知事から、製造の請負等に係る入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (7) 平成 21 年 4 月 1 日以降に、15,000 人以上が参加したイベント等の警備業務の実績を有する者（単体受注の場合は契約の相手方、共同企業体受注の場合は代表者又は構成員であること。）であること。
- (8) 平成 21 年 4 月 1 日以降に、ゲート式金属探知機を用いた警備業務の実績を有する者（単体受注の場合は契約の相手方、共同企業体受注の場合は代表者又は構成員であること。）であること。
- (9) 共同企業体を結成する場合は、その構成に当たっては、愛媛県内に事業所を有する者を代表者とし、構成員のうち出資比率が最大であること。また、共同企業体の構成員は、(1)～(6)のすべての要件を満たすとともに、いずれかの構成員が(7)、(8)の実績を有すること。

なお、いずれの構成員もこの業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

- 3 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続に従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

- (3) その他、入札保証金及び契約保証金に係る取扱いについては、規則の規定による。

5 入札の方法

- (1) 入札参加者又はその代理人は、実行委員会会長が定める仕様書、別添契約書（案）及び規則等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (3) 入札及び開札の日時・場所は別記の2のとおり。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を直接に提出しなければならない。郵便、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。なお、提出する場合、東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会があらかじめ用意した「入札書【様式4】」により行うこととする。

ア 委託業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

- エ 代理人による入札の場合は、入札開始前にその代理権限を証明する書面（委任状【様式6】）を提出し、入札執行者の確認を受けること。なお、委任状の代理人の氏名の横に当日代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額はアラビア数字を用いること。
- (6) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責は負わないものとする。
- (10) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、請負代金等の前金払及び部分払の有無並びにその割合又は金額、支払回数等の契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (12) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象とはしない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会う。また、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、他のものは入室できない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (15) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合をした者

- (16) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (17) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札の内、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として、直ちに再度の入札を行う。
- 3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。
- なお、見積の際は、「見積書【様式5】」により行うこととする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わなかったとき。
- (2) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がないものが入札したとき。
- (3) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与したすべての入札が無効)
- (4) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与したすべての入札が無効)
- (5) 入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (6) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
- (7) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (8) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (9) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (10) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。

(参考) 代理入札において、よく見られる無効の例

- ア 代理入札であるにも関わらず、入札参加者本人による入札書を厳封して持参したとき。
- イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき。
- ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき。
- エ 委任状に代表者印がないとき。(社印は意思表示にならない)
- オ 委任状に代理人の印がないとき。
- カ 入札書に代理人の印がないとき。
- キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき。(意思表示者が不明)
- ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき。 など

- (11) 入札者が連合して入札したと明らかに認められるとき。
- (12) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (13) 資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において、愛媛県知事から入札参加資格停止措置を受けた者が入札したとき。
- (14) 入札書の代理権限のない者が入札したとき。
- (15) 入札者が入札金額を訂正して入札したとき。
- (16) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (17) 入札者が入札に関し実行委員会事務局の担当者の指示に従わなかったとき。
- (18) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (19) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (20) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (21) その他、入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定方法

- (1) 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者の決定後、契約締結日までの間において、当該落札者が 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、落札決定を取り消すことがある。

8 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約条項は、別紙の「委託契約書(案)」のとおりとする。
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託に関して要した費用については、全て当該者が、負担するものとする。
- (4) 本件委託に関しての照会先は、別記の 3 のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務

(2) 委託業務内容

東京 2020 オリンピック聖火リレー愛媛県自主警備・交通誘導計画作成業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年2月28日(金)まで

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出等

(1) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

日時 令和元年9月30日(月) 午前10時00分

場所 NTTコム松山ビル 6階会議室

3 当該委託契約に関する事務の担当部署等

東京2020オリンピック聖火リレー愛媛県実行委員会事務局

(愛媛県スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室内)

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-947-5570 FAX 089-947-5721

メール oripara-masters@pref.ehime.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の提出先及び受領期限等

(1) この公募型指名競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ「入札参加申請書【様式1】」及び「会社概要及び警備業務実績表【様式2】」を次により提出すること。

なお、共同企業体を結成する場合は、「委任状及び使用印鑑届【様式3】」、共同企業体結成を証明できる協定書の写し等を提出すること。

ア 提出先及び提出方法等

上記3の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出すること。

イ 受領期限

令和元年9月25日（水）午後4時00分

ウ 提出部数

1部

(2) 入札参加者選定後の指名通知日

入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して7日（休日を含む。）以内。

(3) 入札参加者の選定方法

(1)イの期限までに申請書類を提出した者のうちから、「会社概要及び警備業務実績表」の内容を審査し、選定する。

5 入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

(1) 4(3)において、入札参加者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 非選定者は、その理由について、3に掲げる部署の長に対して書面により説明を求めることができる。

ア 説明要求期限

非選定の通知の日から起算して5日（休日を含む。）

イ 提出先

3に掲げる場所とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（期限必着）とする。郵送の場合の提出期限も(2)アとする。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、説明要求期限の日の翌日から起算して、10日（休日を含む。）以内に、書面により行う。